

事務連絡  
令和3年2月26日

各指定管理者の長 様  
各設置・管理許可者の長 様

兵庫県県土整備部  
まちづくり局公園緑地課長

## 県立都市公園における新型コロナウイルス感染症対策について

2月22日に開催された第38回兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果を踏まえ、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の内容が改定されました。また、本日、国において、3月1日以降の本県の緊急事態措置区域からの除外が決定されたところです。

以上を踏まえ、下記のとおりご対応をお願いします。(令和3年2月3日付け事務連絡から下線部分を変更)

なお、2月28日までの間については、2月3日付け事務連絡のとおり引き続きご対応をお願いします。

### 記

#### 1 施設

3月1日から3月7日までの間、次のとおりとする(公園そのものは開園する。)

(1) **屋内運動施設(建物の延床面積が1,000㎡を超えるものに限る)**

21時以降閉鎖する(同一建物内の会議室を含む)。

(2) **飲食店**

21時までの営業時間短縮(但し、酒類の提供は11時から20時まで)を要請する。

#### 2 イベント等

(1) **イベント**

3月1日から3月7日までの間に開催するイベントの対応については、以下のとおりとする。

**ア 考え方**

別紙のとおり。

**イ 上記アの「開催する場合の目安」に該当するイベントの許可の取扱い**

感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が計画されているかを十分に確認したうえで許可の可否を判断することとし、許可にあたっては、以下の2点を条件として付す。

① 感染防止対策について、許可申請時に提示した計画を遵守するほか、管理者等が随時行う指示に従うこと

② 上記①の条件を満たさない場合や県全体としての感染防止対策の必要性により許可を取り消す場合があること

(2) **露店等(移動販売を含む)**

感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が計画されているかを十分に確

認したうえで許可の可否を判断することとし、許可にあたっては、以下の2点を条件として付す。

- ① 感染防止対策について、許可申請時に提示した計画を遵守するほか、管理者等が随時行う指示に従うこと
- ② 上記①の条件を満たさない場合や県全体としての感染防止対策の必要性により許可を取り消す場合があること

## 2 感染防止対策

以下のガイドライン等を参考に、感染防止対策を徹底する。

また、不特定多数の者が利用する施設やイベントについては、感染者が判明した際、他の利用者にもその情報を知らせて早期の感染防止対策に繋げるため、利用者に対して兵庫県新型コロナ追跡システムのQRコードの読み込み（システムを利用できない利用者に対しては連絡票の作成等）を依頼する。

### [ガイドライン等]

- ・「『新しい生活様式』を踏まえた身近な公園利用のポイント」について（令和2年8月7日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
- ・「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月22日付け兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課長事務連絡に添付）
- ・「新型コロナウイルス感染症（COVID(コビッド)-19)の対策の徹底について」（令和2年5月6日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
- ・「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
- ※ スポーツ庁HP「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて」（[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_00021.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html)）参照
- ※ 上記以外の業種ごとの感染拡大予防ガイドラインについては、内閣官房HP「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」（<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>）参照

## イベントの許可の考え方について

- ・「開催する場合の目安」に該当しないイベント又は感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベントについて、県又は指定管理者が主催するものは中止又は延期し、それら以外の者が主催するものは許可を行わない。
- ・全国的・広域的な祭り・野外フェス等については中止を含めて慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔（できるだけ2m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断することを要請する。
- ・地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催申請があった場合には、許可に際しては、申請者に対し、対策本部事務局への相談結果の確認を行うこと。

### <開催する場合の目安>

- ・屋内：5,000人以下、かつ定員の半分以下の参加人数
- ・屋外：5,000人以下、かつ人との距離を十分に確保
- ・共通：開催時間は21時まで